

規制改革要望の
集中受付月間
って何だろう？



平成19年4月

内閣府 規制改革推進室

集中受付月間とは



国の規制が、効率的な事業活動や公正な競争を妨げていると感じたことはありませんか？

- 内閣府では、そのような規制の緩和を目指すため、どなたからでも提案できる規制改革の要望を年に2回（6月、11月）受け付けています。
- 約3ヶ月という短期間で検討・協議を行い、実現につなげることを目指します。



要望の提出の際には、要望内容、要望理由等の御記入が必要となります。内閣府の担当者にご相談の上で提出書類を御作成いただくことも可能です。

内閣府が規制の所管省庁との協議・折衝を行うこととなりますが、その際、企業名や氏名を非公開とすることも可能です。

実現した主な規制改革の事例



以下の要望が、規制改革要望として提出され、各省庁との協議・折衝を経て、対応方針として決定され、実現しました。

1

要望

災害時に発生する災害廃棄物の処理のための手続を迅速に進めたい…

実現した規制改革

災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の手続を簡素化したことにより、災害時の復旧作業の際の災害廃棄物処理を円滑・迅速に行うことができるようになりました。

2

要望

エレベーター昇降路に光ファイバーなどの配管設備を設置したい…

実現した規制改革

光ファイバー等をエレベーターの昇降路内に設けることができるよう、必要な基準を策定しました。

3

要望

共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるよう、規制を緩和してほしい…

実現した規制改革

建築基準法上の許可を弾力的に運用することにより、大規模な共同住宅において、より多くの駐車場を確保することができるようになりました。

4

要望

ETCの技術をさまざまな場面で活用したい…

実現した規制改革

駐車料金等の決済の際に、ETCを利用できるよう、規格・仕様を策定しました。

具体的スケジュール



今回、**6月1日** **金**より**6月29日** **金**までの1ヶ月間を集中受付月間として広く要望を受け付ける予定です。

併せて、**5月上旬**から**5月下旬**にかけて全国26カ所での説明会・相談会（あじさいキャラバン）も実施予定です。

あじさいキャラバンや提出書類など詳細については、下記のHPを御参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

その他、規制改革要望に関するご相談・ご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

内閣府規制改革推進室

安藤 (03-5501-2809)

丸山 (03-5501-2826)